

受付期間は 2月16日～3月15日

確定申告は期間内にお済ませください

平成28年分の所得税および復興特別所得税の確定申告受付期間は、2月16日(木)から3月15日(水)です。申告書は自分で作成して、早めの提出と納税をお願いします。なお、相談会場や時間は次のとおりです。

多久市役所 4階大会議室 (東)

市役所では、主に農業申告や簡易な内容の申告相談を受け付けています。土地・建物、株の売却などにつきましては、佐賀税務署で申告相談してください。

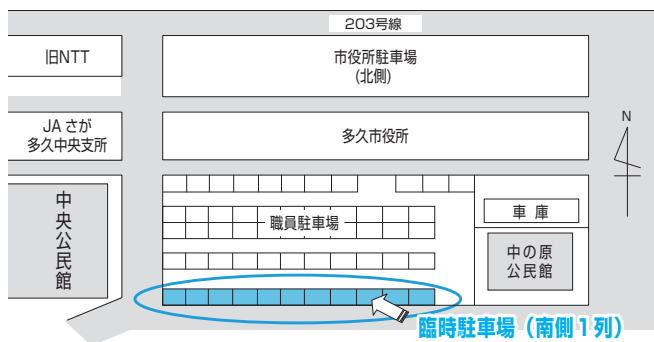
期間 2月16日(木)～3月15日(水)
(土・日曜日は休みです。ただし、3月12日の日曜日は受け付けします。)

受付時間 8時30分～16時

会場直通電話 ☎75-2013

■問い合わせ 税務課 市民税係 ☎75-2126

○申告来場者専用臨時駐車場のご案内



佐賀税務署 (佐賀第二合同庁舎)

佐賀税務署5階の申告相談会場は2月16日(木)から開設しています。※還付申告は、1月から佐賀税務署で受け付けています。

期間 2月16日(木)～3月15日(水)
(土・日曜日は休みです。ただし、2月19日と2月26日の日曜日は受け付けします。)

受付時間 9時～16時

場所 佐賀市駅前中央3丁目3-20

■問い合わせ 佐賀税務署 ☎32-7511

※受け付け終了間際は大変混雑する場合がありますので早めにご来場ください。

※駐車場は狭いので公共交通機関をご利用ください。

- 所得税および復興特別所得税・贈与税の申告と納税は3月15日(水)まで
- 個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納税は3月31日(金)まで

申告書等の作成は、自宅等から国税庁ホームページの

「確定申告書等作成コーナー」www.nta.go.jp 国税庁

平成28年分所得税の主な改正点

○マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要となりました

マイナンバーカードをお持ちの人はマイナンバーカード、お持ちでない人は、マイナンバーを確認できる書類（通知カード等）と身元確認書類（運転免許証等）の提示または写しの添付が必要です。※e-Taxで提出する場合は、本人確認書類の提示、または添付は不要です。

○平成28年分の給与所得控除の上限が適用される給与収入を1,500万円から1,200万円に引き下げ、上限となる控除額が245万円から230万円になりました。

給与収入	給与所得控除額	
	～平成27年分	平成28年分
12,000,000円～14,999,999円	収入金額×5%+170万円	230万円
15,000,000円～	245万円	

▶問い合わせ 税務課 市民税係 ☎75-2103

障害者差別解消法ってなあに？

一緒に考えて
みませんか？

さまざまな場面で障害者と健常者はともに暮らしていますが、「合理的配慮」がないと、障害者は自分らしく生活していくことが困難です。昨年から施行された「障害者差別解消法」について、専門家や障害者のみなさんにディスカッションしていただき、私たちみんなが共により良く生活していくための「合理的配慮」について考えます。

法テラス佐賀
佐賀県弁護士会共催

日時：平成29年2月16日(木) 13時30分～16時30分
場所：佐賀市文化会館イベントホール
参加費：無料(先着100名)
申込方法：法テラス佐賀 050-3383-5510 までお電話ください